

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第31号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料の種類	手数料の金額	手数料の種類	手数料の金額
略		略	
住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円	住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円
<u>通知カード再交付手数料</u>	1件につき 500円		
<u>個人番号カード再交付手数料</u>	1件につき <u>800円</u>	<u>住民基本台帳カード交付手数料</u>	1件につき <u>500円</u>
略		略	

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、住民基本台帳カード交付手数料の項の改正は、平成28年1月1日から施行する。